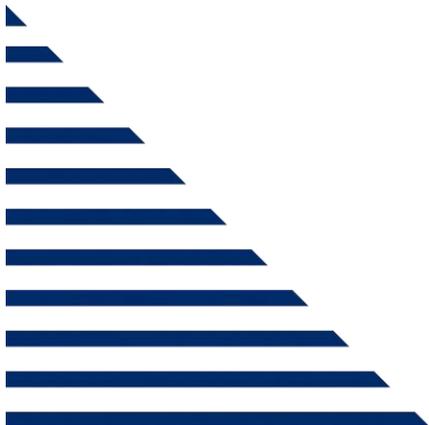




# 長岡京市第2次地域健康福祉（中期）計画



令和3年3月  
長岡京市

## はじめに

近年の地域社会の現状として、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などを背景とし、地域社会でのつながりや、地域に対する関心の希薄化が進んでおり、新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の災禍がそれらに拍車をかけている状況です。



また、国では社会福祉法・介護保険法の一部改正が行われ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の重層的な支援体制の構築が求められています。

本市においては、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を目指して、「長岡京市地域健康福祉計画」を平成 15 年 3 月に策定、平成 28 年 3 月には「長岡京市第 2 次地域健康福祉計画」を策定し、地域の生活に根ざした福祉の実現に向けて総合的な福祉施策の展開に取り組み、長岡京市の地域健康福祉の推進に努めてまいりました。そして今回それらの基本理念を継承し、また新たに顕在化した地域社会のニーズにも対応するべく、「長岡京市第 2 次地域健康福祉計画」の中期計画を策定いたしました。

本計画の上位計画となる、長岡京市第 4 次総合計画の将来都市像である「住みたい 住みつけたい 悠久の都 長岡京」の実現に向け、基本理念の「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を引き継ぎ、自助、互助・共助、公助による取組を深めることで「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう」を目指し、全力を挙げて努めてまいります。

市民の皆様をはじめ、地域活動団体、福祉関係事業者、民間企業の皆様とともに力を合わせて地域健康福祉に関する課題に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、新型コロナウイルスの影響による困難な状況の中、本計画の策定にあたりご尽力いただきました長岡京市地域健康福祉推進委員会の皆様をはじめ、住民の対話ワークショップへご出席いただきました市民の皆様、関係各位に対しまして、心からお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

長岡京市長 中小路 健吾

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 地域健康福祉の動向	5
第3章 前期計画の総括	10
第4章 計画の基本的な考え方	13
第5章 地域健康福祉推進のための方策の見直し	16
第6章 施策内容	
1. 地域を支える担い手づくり	
(1) 地域福祉の風土の形成	20
(2) ボランティア活動等の推進	22
2. 支えあい・助けあいの地域づくり	
(1) 「自助」、「互助・共助」のシステムづくりの推進	24
3. 豊かに暮らせる環境づくり	
(1) 「公助」のしくみづくりの強化	27
◆長岡京市成年後見制度利用促進基本計画◆	30
(2) 相談機能、情報収集・提供機能の充実	33
(3) 福祉サービス・健康づくり等支援の充実	35
(4) 就労に対する支援の充実	39
(5) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進	42
第7章 施策の取り組み目標	44
資料編	
1. 住民の対話ワークショップ（住民懇談会）結果	46
2. 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱	53
3. 長岡京市地域健康福祉推進委員会の実施状況	57
4. 長岡京市地域健康福祉推進委員会委員名簿	58

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 策定の趣旨と背景

本市では、平成28年3月に「長岡京市第2次地域健康福祉計画」を策定し、地域の生活に根ざした福祉の実現に向けて総合的な福祉施策の展開に取り組んでいます。

計画策定から今日まで、国においては、介護保険法・社会福祉法の改正、生活困窮者自立支援制度の強化、成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定など、社会保障制度のあり方を捉えなおす動きが出てきています。少子高齢・人口減少などの社会構造の変化の中で、家庭機能の変化や地域社会の脆弱化が進行し、これまでのような世代や制度・分野ごとの「縦割り」の法制度や健康福祉支援体制では対応が難しくなっています。

これからの地域福祉は、人々がさまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ることのできる「地域共生社会」を実現し、身近な地域を中心とした包括的な支援体制づくりが重要となってきました。令和2年6月公布の改正社会福祉法では、包括的な支援体制の構築を推進するため、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

本市では、「長岡京市第2次地域健康福祉計画」の基本理念を継承しながら、地域共生社会の実現に向けて中期計画を策定しました。

### 長岡京市第2次地域健康福祉計画

社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられ、本市では福祉分野に加え、広く保健、医療分野も含めた計画として、地域健康福祉計画と称しています。

本計画は、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者（児）福祉基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画といった各分野の個別計画において共有する理念、重点施策、主要施策を取りまとめたものであり、これら以外の個々の具体的な取り組みについては、個別計画に委ね、より実現可能な体制としています。

また、長岡京市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携と整合を図っています。

## 2. 計画の位置づけ

「長岡京市第2次地域健康福祉計画」は、「長岡京市第4次総合計画」の健康福祉に関する分野別計画の中核的な計画であり、「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障がい者（児）福祉基本計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「自殺対策計画」といった、健康と福祉に関する分野別計画において共有する理念、重点施策等を取りまとめた上位計画であります。これら以外の個々の具体的な取り組みについては、個別計画に委ねられるものとします。また、本計画には、地域福祉に関する個別の施策に関する内容も含まれており、その部分については他の個別計画と同様な位置づけとなります。

## 3. 計画の期間

中期計画は、長岡京市第4次総合計画第2期基本計画と合わせ、令和3年度～令和7年度の5年間を期間とし、期末に見直しを行いません。

## 長岡京市第 4 次総合計画と関連する分野別計画・計画期間

H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
長岡京市第 4 次総合計画														
第 1 期基本計画					第 2 期基本計画					第 3 期基本計画				
長岡京市第 2 次地域健康福祉計画														
前期計画					中期計画					後期計画				
第 7 次	長岡京市第 8 次 高齢者福祉計画				長岡京市第 9 次 高齢者福祉計画									
第 6 期	長岡京市第 7 期 介護保険事業計画				長岡京市第 8 期 介護保険事業計画									
第 5 次長岡京市障がい者（児） 福祉基本計画					第 6 次長岡京市障がい者（児） 福祉基本計画									
第 4 期	長岡京市障がい福祉計画 （第 5 期）				長岡京市障がい福祉計画 （第 6 期）									
	長岡京市障がい児 福祉計画（第 1 期）				長岡京市障がい児 福祉計画（第 2 期）									
長岡京市子ども・子育て 支援事業計画					第 2 期長岡京市子ども・子育て 支援事業計画									
長岡京市健康増進計画					長岡京市第 2 次健康増進計画									
長岡京市第 2 次食育推進計画					長岡京市第 3 次食育推進計画									
長岡京市自殺対策計画														
長岡京市健幸長寿プラン 2025														
長岡京市社会福祉協議会 第 3 次地域福祉活動計画					長岡京市社会福祉協議会 第 4 次地域福祉活動計画									

## 4. 計画の策定方法

以下の内容で、市民のニーズや意見を把握し、計画を策定しました。

(1) 住民の対話ワークショップ（住民懇談会）＊社会福祉協議会と共同実施（詳細は P.46）

- 中学校区（4 か所）で開催し、のべ101名の市民の参加がありました。
- グループに分かれ、「●●小学校区は5年後〇〇で自慢できる地域にしたい。そのために私達は〇〇をします」を中心に、自分たちが住む地域をよくするために何ができるか、何をすべきかについて意見交換を行いました。

(2) 長岡京市地域健康福祉推進委員会

学識経験者、関係機関の代表、公募市民などからなる「長岡京市地域健康福祉推進委員会」を設置し、専門的な見地や市民の視点からの意見交換を行いながら、計画案について審議しました。（審議の詳細は P.57）

(3) アンケート調査結果

日常生活の課題や地域との関わり、社会参加などについて、庁内の関係部署にて実施された各種アンケート調査をもとに検討しました。

- ① 長岡京市まちづくりのための市民・地域活動団体アンケート調査（令和元年度）
- ② 第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画及び長岡京市障がい福祉計画（第6期計画）、長岡京市障がい児福祉計画（第2期計画）策定に係る実態調査（令和元年度）
- ③ 長岡京市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、介護支援専門員を対象とした介護保険事業アンケート調査（令和元年度）
- ④ 長岡京市第2期子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査（平成30年度）

(4) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたって、ホームページなどで計画案を公表し、市民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	令和2年12月10日～令和3年1月12日
意見提出数	5件（2名）

## 第2章 地域健康福祉の動向

### 1. 社会情勢等

#### (1) 少子高齢・人口減少

少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化します。2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな課題への対応が必要であり、社会の活力維持向上をどのように図るかが社会保障改革においても重要課題となっています。

国全体では人口は減少していますが、本市の人口は横ばい状態で推移しています。

本市の14歳以下の人口は、平成28年10月現在で、14.1%（11,399人）であり、平成29年10月現在では、14.0%（11,326人）に、平成30年10月現在では14.0%（11,362人）、令和元年10月現在は14.0%（11,320人）、令和2年10月現在は13.8%（11,205人）と率、人数ともほぼ横ばいの状況となっています。

一方、高齢化率（65歳以上）は、平成28年10月現在、25.8%（20,856人）であったものが、平成29年10月現在では、26.3%（21,315人）に、平成30年10月現在では26.5%（21,463人）、令和元年10月現在は26.6%（21,580人）、令和2年10月現在は26.9%（21,783人）と人数、率とも増加の傾向を示しています。

#### 長岡京市の人口推移

	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総人口	80,781		80,992		81,130		81,082		81,043	
高齢者人口	20,856	25.8	21,315	26.3	21,463	26.5	21,580	26.6	21,783	26.9
14歳以下人口	11,399	14.1	11,326	14.0	11,362	14.0	11,320	14.0	11,205	13.8

資料：長岡京市ホームページ、10月1日現在

## (2) 共同体機能の脆弱化

少子高齢や人口減少により地域の支え合いの機能が一層弱まり、また単身世帯の増加や未婚化の進行など家族機能が低下しています。

経済の変化、文化の動向等により、個人の生活様式が多様化し、これまでに培われてきた画一的、横並び志向の制度や慣行が個人の選択の幅を狭くするなど、時代の変化に対応できなくなっている面が見られ、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化し、これまで日本の社会保障制度の基礎となってきた血縁、地縁、社縁という「共同体」の機能の脆弱化が進行しています。

一人ひとりの個人が尊重される社会が実現されると同時に、人や分野、世代を超え、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が根付いた地域という「共同体」の再構築が求められています。

## (3) 生活課題の複雑化・複合化

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立（ひきこもり・ニート等）などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。例えば、高齢の親と無職独身などの50代の子が同居することによる問題（8050問題）や介護と育児を同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題、病気や障がいのある親や祖父母、兄弟姉妹などの介護をしている子ども（ヤングケアラー）の問題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。また、こうした社会的孤立の実態は、虐待、孤立死、ゴミ屋敷、生活困窮などの事態を複合化、深刻化させる要因ともなっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「暮らし」と「しごと」の全般にまでおよびます。

本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱えるさまざまな困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であり、本人や世帯の「暮らし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが求められています。

(参考:厚生労働省作成資料、地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック)

## 2. 住民の対話ワークショップ（住民懇談会）・各種アンケートから見た現状と課題

住民の対話ワークショップ（住民懇談会）・各種アンケートからわかった現状と課題を属性ごとにまとめました。

（○は、対話ワークショップ（住民懇談会）、 ●は、各種アンケートから抽出）

### （1）対象者

#### ①高齢者

- 閉じこもりや孤立を防ぎ、地域住民との関わりを持つことが重要との認識がありました。
- コロナ禍による課題として、外出の機会の減少による筋力低下や認知症の進行、見守り活動の制限によって周囲の人が高齢者の状況を把握できなくなることが挙げられます。
- 地域の何らかの活動に参加する人はどの活動にも参加していない人より多くなっていますが、年齢が高くなるにつれて参加していない人の割合が高くなっています。
- 介護が必要な高齢の親とひきこもりの子どもがいる家庭が生活に困窮する 8050 問題が社会問題になっていることから、地域内での見守りが重要となり、速やかに関係機関につなげることが求められています。

#### ②障がい者

- 地域で障がい者を見守り、課題を把握することが重要であるとの意見がありました。
- 自身の介助をしてくれる相手は家族が最も多くなっていますが、介助者の悩みとして、「介助者自身の健康不安」、「医療費・交通費などの経済的不安」、「将来への見通しへの不安」が多くなっています。
- 生活するために必要な支援としては「生活に必要なお金の負担が軽減されること」や「必要な福祉サービスが適切に利用できること」を求める声があり、障がいのある人、その介助者それぞれが安心して暮らすことのできる施策の拡充が求められています。

#### ③子ども

- 将来の担い手である子どもが中心となれる地域活動ができると良いとの意見がありました。
- 親世代と地域とのつながり強化、PTA 等の親同士のコミュニティづくりも求められています。
- 子育て支援で求める施策として、子育てのための経済的支援の充実や子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進等、安心して子育てができる環境の整備が求められています。

- 子育ての相談窓口として「安心して相談できる環境」を求める一方、地域内での関わりは希薄化しており、子育てサークル等への参加意思も低くなっています。

## (2) 施策等

### ①インフラ（生活を支える基盤）

- 道路の段差や通りにくさ等の解消（バリアフリー化）が課題となっています。

### ②災害対策

- 日頃から災害時に助け合える仕組みづくり、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者の避難が課題として多く挙げられました。
- 豪雨や地震等の自然災害が日本各地で猛威を振るう中で、災害への備えについて市民の関心が高まっていますが、避難にかかる個別計画の策定は進んでおらず、また障がいのある人で避難所への避難にためらいをお持ちの方が多くいるという結果になり、人的な支援（ソフト面）からも移動手段や環境等（ハード面）からも災害への備えの整備が急がれている状況です。

### ③地域のつながり

- 地域のつながりは、全ての項目の中で一番多く出された意見でした。日頃から互いのことを知り、顔の見える関係をつくっておくことが重要視されています。
- 「多世代交流」が重要と挙げられました。世代の枠に捉われないつながりを持ち、切れ目のない地域（住民）の結束を保つことが求められています。また、「小さな集まり」も全校区で挙げられました。少人数で構成するコミュニティに属することで、帰属意識を持つことができ、地域との強い結びつきにつながるといった意見が多く出されました。
- 「多世代交流」が重要との認識があるため、子どもから高齢者まで参加できる集まりが求められています。
- コロナ禍で従来のようなどこかに集まることができない中、安全を確保した上で活動するための様々な工夫が行われています。
- 自治会や各種地域活動といった地域福祉や地域（住民）組織を支える人は、高齢化等により担い手不足が懸念されています。
- 地域活動団体については、会員の高齢化や会員数の減少などの問題に直面しており、活動の縮小や解散の検討を余儀なくされる場合もあり、市に対して団体や個人の間で連携が円滑に進められる仕組みづくりや活動場所の確保などが求められています。
- 自治会については、役員のなり手不足や住民の高齢化などにより加入世帯数が減少するという状況の中で、すでに加入している世帯の役割分担等において負担が以前より増していると考えられます。

- 自治会運営の課題解決のために、市に対して自治会加入率増に向けて自治会未加入世帯への働きかけや、市から自治会への依頼案件の整理などが求められています。

#### 新型コロナウイルス感染症の流行による生活の変化

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019 年末に「原因不明のウイルス性肺炎」として確認されて以降、世界的に感染が拡大し現在も収束の目処は立っていません。

我が国においても感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」の実施、政府等による要請に基づいて全国的にテレワークの推進や店舗・学校等の休業・休校、イベントの自粛が行われており、企業経済活動や市民生活は一変しました。

感染防止対策が長期化する中で、人と人との交流が減ったことによる社会的孤立や外出の自粛による運動能力の低下、経済・雇用情勢が不安定となり生活に困窮する人や不安から自殺者の増加などの課題が生じています。

一方で、コロナによって社会の在り方が大きく変化しましたが、それは人や地域とのつながりの大切さを気付かされるきっかけにもなっています。

## 第3章 前期計画の総括

前期計画の基本目標をもとに、計画の進捗状況をまとめました。

### 【基本目標1 地域を支える担い手づくり】

- さまざまなイベントや事業を通じて、市民だれもが地域とのつながりや人と人とのつながりについて考える機会を作っています。この間、総合型地域スポーツクラブは2校区増加、「人権を考える集い」を再編し、「人権・男女共同参画フォーラム」とするなどの成果がありました。
- ボランティア活動件数については、年々増加傾向にあります。  
個人やそれぞれの団体等が目的をもって活動していますが、活動の共有やリンク、また潜在的な活動ニーズなどに対応できるように、関係機関が連携、情報交換等を十分に行い検討していく必要があります。
- 民間社会福祉活動振興助成金は、ボランティア団体活動の継続に役立てられています。  
助成金交付団体数は横ばいでありながら、市民活動サポートセンターやボランティアセンターの登録団体数が増加していることから、活動を継続していくための助言等を受けながら公的な助成に頼らず市民の主体的な活動が広がっていると考えられます。  
文化活動推進・支援事業では、文化団体の文化・芸術活動を推進し、活動支援を行っています。市民文化まつり等の文化団体事業は、多くの市民が参加している一方で、文化・芸術活動に携わる人が高齢化・固定化している傾向があります。

### 【基本目標2 支えあい・助け合いの地域づくり】

- 福祉全般に関して市民が抱えている課題を整理し、解決の方法を一緒に考えるとともに、適切な行政部署や多様な専門機関へつなぐ役割として「福祉なんでも相談室」の相談件数は、年々増加しています。市民の身近な生活上の悩みや問題を受け止めて対応する福祉の総合相談窓口として市民に定着しつつありますが、市役所庁内部署と比較して庁外関係機関から相談につながるケース数が少ないため、地域で支援が必要な人に必要な支援が届くよう、さらに市内の関係機関との連携強化を図ることが課題です。
- 家庭児童相談室の相談では、子どもと家庭の相談支援を随時行い、虐待の未然防止に取り組んでいます。虐待防止への啓発が進むと、地域全体の意識が高まり、虐待通告件数が増加することが考えられますので、虐待通告受理件数の増加のみで状況が悪化しているとは判断できません。今後も、要保護児童の的確なケースの状況把握や適切な支援対応のために、児童ケースの対応進行管理票等の見直しをするとともに、子育て

て支援事業を実施継続することで児童虐待の未然防止に努めます。

- 「きずなと安心の地域づくり応援事業」では、平成 28 年度 2 つの小学校区からスタートし令和 2 年度には 5 つの小学校区でさまざまな取組が進んでいます。地域の身近な社会福祉法人や商店等の協力を得て地域の人たちが交流できる場づくりや、ご近所同士の見守りを兼ねて個人の自宅を開放し集うサロン活動が広がり、同じような形態で活動している団体同士が情報交換できる場の設定支援や活動団体同士をつなぐ支援活動があります。
- 「きずなと安心の地域づくり応援事業」を実施するうえで市民が主体的に活動できるようコーディネートを行う役割を担うきずなコーディネーターは、各小学校区や自治会などそれぞれの地域に沿って特性を活かし「互助・共助」の取組みを推進していくための支援の専門性が必要であり、スキルアップのために他の地域の交流会や研修会に参加し情報や様々なスキルなどを身につけてその専門性を地域で生かすことが求められます。
- 「災害時要配慮者支援体制づくり事業」では、災害時に一人で避難することが困難な人の把握と避難支援に向けた「避難支援プラン（個別計画）」の作成に取り組んでいます。本市の「災害時とともに助け合う制度」の認識は進んできているものの、避難行動に支援が必要でありながら制度の内容や申請するメリットの理解が難しく制度登録に至っていない人が一定数含まれている可能性があります。そのため、対象者へのアプローチだけでなく、地域の支え手である自治会・自主防災会や福祉サービス提供者等個別支援を行う機関と連携を図っていく必要があります。
- 「防災情報お知らせメール」の周知や平成 30 年 12 月に開局したラジオ「FMおとくに」と協定を締結し、災害発生時の情報発信方法手段の増加に努めました。
- 生活保護受給に至る前段階で生活困窮者への包括的支援を行う「生活困窮者自立支援事業」では、毎年「生活困窮者対策庁内ネットワーク会議」を開催し、庁内の効果的な連携支援により、生活困窮者の早期把握・対応ができる支援体制づくりを行っています。一方で、潜在的な生活困窮者支援対象者が相談窓口に十分につながっていない恐れがあるため、庁外関係機関へ制度の周知を図るなど潜在的な支援対象者の早期発見、掘り出し方法の検討が必要です。

### 【基本目標3 豊かに暮らせる環境づくり】

- 阪急長岡天神駅周辺整備事業では、まちづくり協議会及び基本計画策定委員会との調整を図りながら、協働による「阪急長岡天神駅周辺整備基本計画」を平成31年3月に策定しました。基本計画策定委員会において、市民の合意形成や施設整備、整備手法について具体的な検討を行いました。基本計画の実現にあたっては、地権者の協力が必要となるため、意向を把握するところから丁寧な協議が必要となります。
- 福祉支援者の人材確保事業では、手話通訳者や要約筆記奉仕員の養成を行っています。手話・要約筆記講座の受講を通じて、意思疎通を支援する人が聴覚障がい者の自立した生活を営むための基礎的知識を理解し、聴こえの不自由な方の生活のしづらさや相互理解の手法を学ぶことができました。登録手話通訳者、要約筆記者の高齢化が進み、登録を解除する方も出てきており、養成講座の開催形態などについて再検討を行い、継続的に運用できる人員体制を整える必要があります。
- 「地域子育て支援拠点の充実事業」では、中学校区ごとに設置された市内4つの地域子育て支援センターにおいて、親子同士のふれあい、交流の促進や育児相談などを行い、親子で気軽に出かけ、集うことのできる場を提供しています。平成30年度からは新たに、初めて子育てをする保護者を対象とした「親子の絆づくりプログラム（ベビープログラム）」を各センター運営のもと実施しています。
- 「成年後見制度利用支援事業」では、平成29年度に健康福祉部内で事務分担を見直し、支援対象ケース対応や報酬助成などの個別支援は高齢介護課・障がい福祉課が担い、成年後見制度制度利用促進法に基づく中核機関の設置等を見据えた施策充実による体制整備や地域支援を社会福祉課が中心となり実施していくこととしました。本市では平成30年度から弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体との交流会を開始し令和元年度には専門職団体と家庭裁判所、市内関係機関とが一同に会す「合同勉強会」を実施し、権利擁護支援について理解を深めるとともに、互いに連携がとりやすい「顔の見える関係づくり」に取り組んでいます。
- 障がい者の雇用・就労促進事業では、障がいのある人の就労に対する理解を深めるとともに、視覚障がい者の就労機会の創出を図るため、就労啓発事業として「マッサージ体験会」を実施しました。市民への周知啓発とともに、乙訓圏域内にある事業所の「ほっとはあと製品」の受注機会と売上向上のため、本市独自の「ほっこりんぐ事業」は関係団体主催のイベントや市の事業と併せて実施することで事業開催回数や場所を増やしています。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

前期計画の基本理念である「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を継承します。基本理念を具現化するため、地域課題を解決するための市民の主体的な取組を支援し、「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう」の実現を目指します。

### 2. 基本視点

基本理念を具現化するため、各施策において共通する考え方を「基本視点」とし、

- (1) 「自助」「互助・共助」および「公助」の役割分担と「協働」の推進
- (2) 多様性を認めあう、ともに支えあう地域づくり
- (3) 支援を必要とする人の主体的な選択を支えるしくみづくり

の3項目を設定しています。

### 3. 基本目標

基本理念の実現に向けて「人」「地域」「環境」の3つを柱とした基本目標として、

- (1) 地域を支える担い手づくり
- (2) 支えあい・助けあいの地域づくり
- (3) 豊かに暮らせる環境づくり

の3項目を定めています。

### 4. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、地域健康福祉を担う主体がそれぞれの特性や強みを生かした役割を発揮していくとともに、下記4項目を中心とした各主体との連携と協働の体制確立を重視し、効果的な推進に努めます。

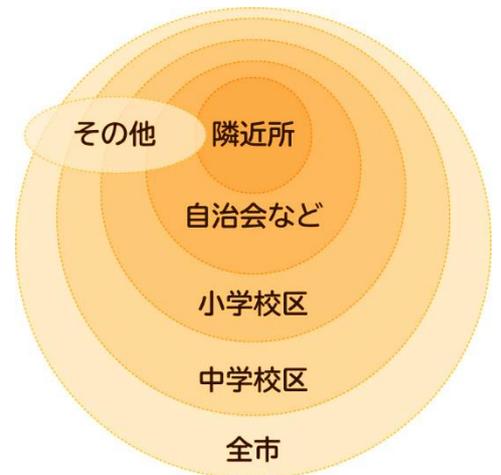
- (1) 市民、各種団体、ボランティア、NPO法人などとの連携と協働体制の確立
- (2) 民生委員・児童委員との連携強化
- (3) 社会福祉協議会との連携強化
- (4) 行政内の連携による推進力強化

## 5. 「地域」の捉え方

地域健康福祉を効果的に進めていくためには、市全体で取り組むこと、各学校区・各自治会などで取り組むこと、より身近な場所で行うことなど、重層的な推進体制が必要です。

そのため、人口規模・地理的条件などから「隣近所」を最小単位として6層構造の圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能・体制を整備するとともに互いに連携・補完しながら、地域健康福祉の計画的・効果的な推進を図ります。

なお、これらの圏域は、一人ひとりが行う社会生活のための行動範囲（生活圏）とは必ずしも一致しないため、生活者の視点で「地域」を捉え、各施策を展開することが必要です。



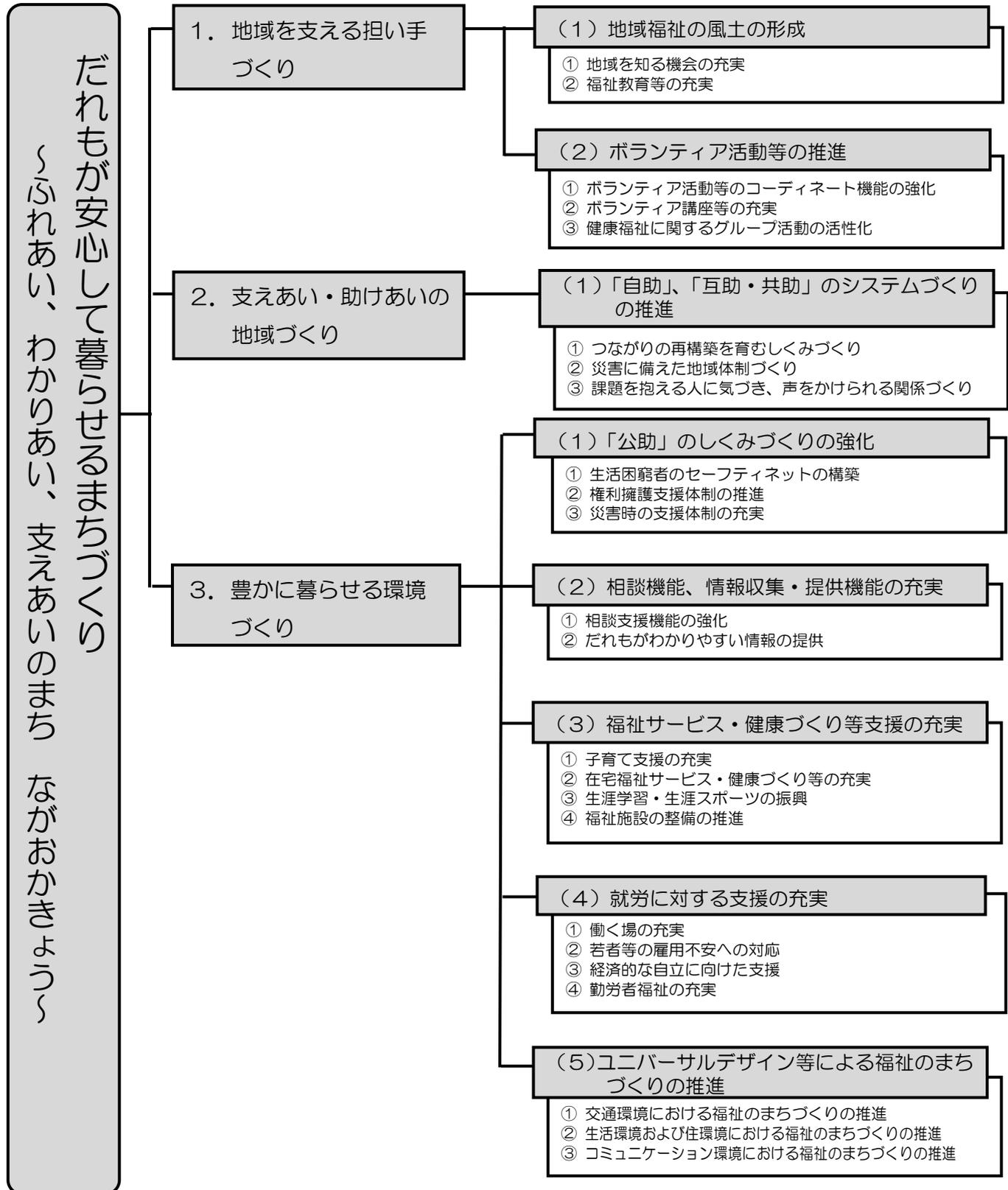
- ①隣近所（もっとも身近な単位）・・・顔の見える隣人関係の圏域です。災害時などいざというときもっとも頼りになる存在として、日頃からの「向こう三軒両隣」の付き合いが大切です。
- ②自治会など・・・自治会などの圏域ごとに、民生委員・児童委員をはじめとする地域活動を担う各種の委員が選出され、老人会や自主防災会が組織されるなど、それぞれ独自の創意工夫で、魅力と個性ある地域健康福祉活動に取り組むことが可能な圏域です。
- ③小学校区・・・PTA 活動や地域における子どもの見守り活動、総合型地域スポーツクラブや地域コミュニティ協議会があり、地域コミュニティの再構築や災害対策、地域健康福祉力の向上など、市民と行政が協働で地域づくりに取り組みやすい圏域です。
- ④中学校区・・・地域包括支援センター、地域子育て支援拠点などが設置され、専門性の高い地域健康福祉活動が展開される圏域です。
- ⑤全市・・・均一な公的福祉・保健サービスの提供を目指すとともに、民生児童委員協議会や社会福祉協議会の取組など、専門的・総合的・広域的な地域健康福祉活動が展開される圏域です。
- ⑥その他・・・職域や趣味などのグループが、特定の圏域に限定せず地域健康福祉活動を展開する場合を想定しています。

## 6. 施策体系

<基本理念>

<基本目標>

<施策>



## 第5章 地域健康福祉推進のための方策の見直し

前期計画において提案され実施してきた、交流と見守り活動により地域のきずなの再構築と安心できる地域づくりを目指す新しいシステム（しくみ・体制・関係）、『きずなと安心の地域づくり応援事業（通称「きずな事業」）』をさらに拡大・充実させ、他事業とも連動した『包括的で重層的な支援体制づくり』を推進するための方策を検討していきます。

### 1. 事業拡大・充実の背景

これまでの社会福祉政策は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、個々のリスク・課題の解決を目的とした現金・現物給付を行うというアプローチを行い、公的な福祉サービスの量的な拡大と質的な発展をしてきました。いわゆる「高齢者の福祉」「障がい者の福祉」「児童の福祉・子育て支援」などの個別支援などがこれにあたります。

世代や属性により分野を区分し福祉制度を組み立てることで専門性は高まったものの、支援対象者別の仕組みとなり、複合的なニーズに対して柔軟に対応できない、人生を通じた一貫した支援が受けられないという課題が、少子高齢・人口減少など社会構造が変化する中で表面化してきました。

本市では、典型的なリスクや課題に対応する従来の枠組みにとらわれず、暮らしや地域のあり方が多様化している地域に目を向け、個人や地域が抱える課題を地域で解決できるよう、市民の地域づくりを支援するため『きずなと安心の地域づくり応援事業（通称「きずな事業」）』を平成28年度より実施しています。

「きずな事業」を展開する中で、高齢者世帯からの希望で自宅開放型サロンの開催や自治会未組織地域内で身近な社会資源を活用した住民同士が関わる機会づくり等が始まり、地域住民同士の交流の場と見守りあい広がってきました。地域の課題は、住民生活そのものであり多岐にわたり、個人の課題と地域の課題は相互に連動しているため、きずな事業の取組みを通じて、地域課題を解決するための地域づくりと同時に、困りごとがあった時にその具体的な課題解決を目的とするアプローチ（従来の枠組みへつなぐこと）、また、困りごとがない（具体的な課題が見えない）時でも住民同士がつながり続けるためのアプローチが重要であることが改めて認識されるようになりました。

さらに「支える側」「支えられる側」という二分化・固定化された関係性ではなく、場面によってどの住民も「支える側」であり「支えられる側」である関係づくりが、地域での取り組みを継続させていくために重要であることがわかってきました。

そこで本市では、令和2年6月公布の改正社会福祉法の趣旨である「地域共生社会の実現」のため、また地域健康福祉をさらに推進するため『包括的で重層的な支援体制づくり』を目指していきます。

## 2. 『包括的で重層的な支援体制づくり』の内容

これまで地域の創意工夫により行ってきた地域福祉活動は横断的、つまり「自助」「互助・共助」の一部は属性に関わらず展開されてきました。しかし、「公助」や「公助」が支援する「互助・共助」へ働きかける事業や制度は、属性ごとの対応で、いわゆる「縦割り」の状態となっています。

今後新たな取り組みでは、属性ごとに行っている制度的対応を一体的に行えるようこれまでの相談支援や他の事業を再編し、地域を対象にする「地域支援」と住民個人を対象にする「個別支援」が相互補完・相乗効果の関係にあることに着目して、相互に連携をとることができる『包括的で重層的な支援体制づくり』体制へと移行していきます。

これまでの属性ごとの充実させてきた制度や事業も活かしつつ、新たな体制を作るために以下の3つの支援を一体的に取り組みます。

- (1) 断らない相談支援
- (2) 属性を超えた参加支援
- (3) 地域づくりに向けた横断的支援

それぞれの支援は、他機関と連携しながら推進します。

## 3. 支援内容

### (1) 断らない相談支援

- ・属性に関わらず地域のさまざまな相談を受け止めます。
- ・相談者の課題やニーズが、高齢、障がい、子ども・子育てなどの分野ごとに整備された制度等で解決すると想定される場合は制度ごとの相談支援窓口につながります。
- ・相談者の課題やニーズが、従来の制度の枠組みに当てはまらない、解決が難しい場合は分野を超えた支援策や地域の中で解決できる方法を相談者と考え、地域の人とともに検討し支援を行います。
- ・課題が明らかではないが、生きづらさなどを抱えている人には、民生委員・児童委員や地域と連携し日頃の見守りや継続的なつながりを持ち、伴走支援を行います。
- ・世帯（家族）が複数の課題を抱えている場合やライフステージの変化などによって複合的な課題を抱えている場合は、複数の支援者が関わることを想定されるため、分野横断的な連携による支援関係者間の支援共有や調整を行います。

## (2) 属性を超えた参加支援

- ・相談者のニーズに応じて分野ごとにすでに整備されている制度での参加できる場につないだり、新たな参加の場を創出したりします。
- ・他機関と連携して多様な社会参加や就労を支援し、ニーズに応じた社会との接点を確保します。
- ・自分らしい社会参加のつながりを確保するため、他機関と連携し、権利擁護のための支援を行います。
- ・人と人、人と地域社会資源をつなぎます。

## (3) 地域づくりに向けた横断的支援

- ・地域住民のニーズと社会資源の状況を把握し、地域の良さや課題を伝えます。
- ・日常生活の中にある「支えあい」を支援します。
- ・地域で住民とともにサービスや活動を創出し、一緒に運営していきます。
- ・制度の狭間を埋める交流や社会参加の機会を創出します。
- ・市民、地域資源、行政間のネットワークを構築します。
- ・市民をはじめ、地縁組織、NPO、社会福祉法人、福祉関係事業者など多様な主体の参画を促します。
- ・生活支援・介護予防サービスの提供の場を創出します。
- ・生活支援の担い手の養成やサービスの創出を行います（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげます）。

## 4. 令和3年度からの取り組み

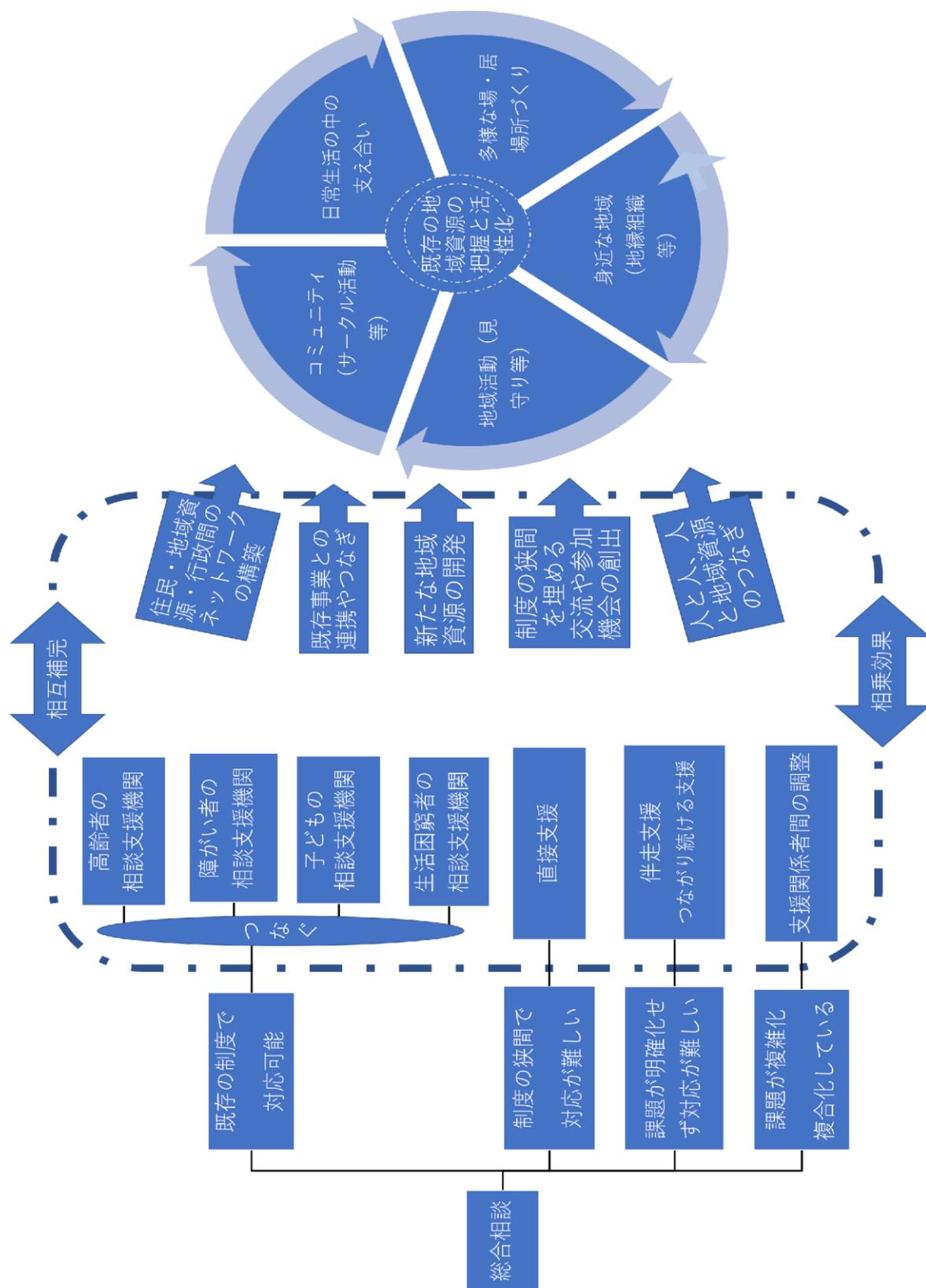
- ・総合生活支援センターの業務で、本市の『きずなと安心の地域づくり応援事業』の「きずなコーディネーター」と介護保険法に規定する「生活支援コーディネーター」※の役割を連動させ、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に実施する方法を検討します。
- ・庁内において、法制度上の縦割りに拘らず各部局連携の上、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に実施できる重層的支援体制整備の検討を行います。

## 5. 地域の将来像

- ・人権が尊重されすべての人が、孤立せず、必要な支援を受けながら、役割と生きがいを持って、その人らしい生活を送ることができています。
- ・個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題を共有し、地域住民を中心とした地域づくりを構築することで持続性のある地域づくりが進んでいます。

※生活支援コーディネーター…高齢者の生活支援・介護予防サービス体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

【長岡京市の重層的支援体制整備事業のイメージ】



## 第6章 施策内容

この中期計画は、基本目標に基づき前期計画を継続しながら、関係法令の制定・改正、市の施策の進捗等により、必要に応じて見直しを行なっています。

### 1. 地域を支える担い手づくり

市民による「互助・共助」の力を育てていくため、地域活動やボランティア活動の担い手の育成・確保を図るとともに、市民に対して福祉への理解と協力を求めることで、活動の土壌となる地域福祉の風土を育みます。

#### (1) 地域福祉の風土の形成

##### めざすべき姿

身近な地域の課題に対してだれもが関心を持ち、考え、自分のできることから支えあい・助けあいの活動を始めています。

##### 施策の内容

#### ① 地域を知る機会の充実

「社会福祉大会」や総合型地域スポーツクラブでのイベントなど、多くの市民が交流しお互いを知る機会を設けるとともに、様々な人が参加できるよう働きかけ方や実施方法を工夫します。このような取組を通して、課題を抱えている人の存在や地域が抱えている課題などに気づく人を増やしていきます。

##### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
総合型地域スポーツクラブ推進事業	生涯スポーツ社会実現のため、すべての小学校区での総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援を行います。	文化・スポーツ振興課

社会福祉大会等 開催事業	社会福祉事業の振興発展に功績があった者、自立更生者及び自立の支援又は社会参加への促進に尽力した者をきりしま賞ほう賞として表彰することによって、地域福祉についての関心及び意欲を高め、社会福祉事業の振興を図ります。	社会福祉課
-----------------	---	-------

## ② 福祉教育等の充実

福祉教育は一人ひとりが地域や社会の課題に気づき、考え、解決に向けて取り組んでいく教育活動です。社会情勢が変化していく中、様々な人権問題について学び、課題解決に向けて考える機会を設け、支えあい・助け合いの意識が広がっている地域を作ります。

### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
障がい者児の人権を考える市民のひろばの開催	障害者週間に合わせて子どもから高齢の人まで参加できる障がいに関する企画や、映画、講演会、障がい当事者による発表などを通して、市民が人権に向き合う機会を作ります。	障がい福祉課
人権・男女共同参画フォーラムの開催	人権や男女共同参画、多様性理解、行動社会実現等の啓発のため、人権・男女共同参画フォーラムを開催します。	共生社会推進課 男女共同参画センター

## (2) ボランティア活動等の推進

### めざすべき姿

地域においてボランティア活動などの市民による主体的な支えあい・助けあいの活動が活性化し、市民一人ひとりにあった生きがいや健康づくりの活動が活発に行われ、様々な人と触れ合うことによるいきいきとした生活が営まれています。

### 施策の内容

#### ① ボランティア活動等のコーディネート機能の強化

ボランティア活動などの市民による主体的な活動を推進するため、関係機関が連携を図り、市民ニーズに応じてそれぞれ特徴を活かした支援や支援を必要とすること（人）と支援できること（人）とのマッチングとコーディネート機能の強化を図ります。

#### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
市民活動サポートセンター管理運営事業	市内のNPO 法人などの市民活動団体の広がりやステップアップ、団体と多様な主体との連携を促進するため、市民活動サポートセンターを中間的な支援機能を担う拠点として団体同士や団体と市民のネットワークづくりの支援、新規に活動したいと考える市民に対する相談及びアドバイスを行います。	自治振興室
ボランティアセンター運営支援事業	社会福祉協議会が実施するボランティア養成講座、ボランティア連絡会、相談及びコーディネートなどについて支援します。	社会福祉課
生涯学習団体交流室運営事業	生涯学習において、教えたい人と学びたい人をつなぐため、生涯学習ボランティア（人材登録）制度の実施や活動参加のきっかけとなるよう生涯学習講座（わくわく講座）を開催します。	生涯学習課

## ② ボランティア講座等の充実

新しくボランティア活動を始めようとする人を増やすため、地域課題に即した各種ボランティア講座を開催します。また、ニーズに応じた講座を開催するとともに、情報提供や開催方法などにおいて参加しやすく、また、実践的な内容でのちの活動に生かすことができるように工夫します。

### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
地域お助けサポーターの養成	地域お助けサポーター養成講座を実施し、身近な地域や介護施設でボランティアを行う人材を養成します。	高齢介護課
子育てボランティアの養成・支援	子育てボランティア養成講座を通じ、子育て支援に関することを学習できる場を充実させます。また、ボランティア登録者の技術向上を図るため、講座の特別編も実施します。	中央公民館
図書館サービスの推進・充実	学校や地域での読書啓発活動を推進するため、読み聞かせボランティアの養成や、文庫連絡会の活動の支援を行います。	図書館

## ③ 健康福祉に関するグループ活動の活性化

ボランティア活動を含む、NPO法人・サークルなどの健康福祉に関する団体に対し、活動に関する財政支援や立ち上げ・運営支援など、活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
地域福祉活動団体支援事業	地域で福祉ボランティア活動を行うNPO法人や市民団体等に対して民間社会福祉活動振興助成金を交付します。また、長岡京市民生児童委員協議会の活動に対して補助を行います。	社会福祉課
障がい者社会参加・自立支援促進事業補助	障がいのある人の活動の充実や当事者団体等の組織育成のため、障がい者団体が自主的に実施する事業に対して補助金を交付する等の支援を行います。	障がい福祉課

## 2. 支えあい・助けあいの地域づくり

「互助・共助」という地域における支えあい・助けあいのシステム（しくみ、体制、関係）の構築を進め、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。

### （1）「自助」、「互助・共助」のシステムづくりの推進

#### めざすべき姿

市民全体が「自助」「互助・共助」の重要性について認識し、市内各所で声かけや見守り、防災など、地域における多様な支えあい・助けあいの活動が展開され、だれもが地域とつながって暮らせるシステム（しくみ、体制、関係）ができています。

#### 施策の内容

##### ① つながりの再構築を育むしくみづくり

地域生活課題が複雑多様化する中で、自治会や自主防災組織、地域コミュニティ協議会、民生委員・児童委員などそれぞれの活動が行われています。

地域で抱える課題を地域で解決できる仕組みを考え、市民が主体となった活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

#### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
きずなと安心の地域づくり応援事業	地域生活課題が複雑多様化する中で、地域で地域を見守り支えあう力を醸成していくことを目的として、属性を問わない地域づくり支援を行い、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築を目指します。	社会福祉課
地域コミュニティ活性化事業	防災や高齢者の見守り等地域に期待される共助・互助の意識向上を目指し、地域コミュニティの活性化を進めます。地域における各種団体の役割分担等を進め負担の軽減や連携強化を推進します。	自治振興室

自治会の設立・運営支援	各自治会における現状や共通課題などについて情報交換や交流を実施します。また、自治会の活動支援として運営補助や事業補助を行い、住民自治活動の充実を図ります。 また、自治会未組織地域には、設立までにかかる経費等について財政的な支援を行い、新規自治会設立を促進します。	自治振興室
自主防災会の設立・運営支援	災害時に地域で助け合いができるように財政支援や運営支援などにより自主防災組織の充実と自治会未組織地域に対しても組織化へ向けての働きかけを行います。	防災・安全推進室
地域見守り活動の推進	子どもの健やかな成長と発達を目指す地域の育成組織が、相互に連携を深め、子どもを守り育てる活動を支援し、明るく住みよいまちづくりを推進します。	生涯学習課

## ② 災害に備えた地域体制づくり

日常生活での福祉支援のみならず、災害などの緊急時において、まずは自分自身による備えと身近な地域の市民同士の支えあい・助けあいができるよう、災害時の助けあい制度の浸透を図ることで、市民同士の協力体制の必要性と重要性について理解・認識が深まるよう努めます。

### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
災害時要配慮者支援体制づくり	災害時に一人で避難することが困難な人（災害時要配慮者）の把握と避難支援に向けた個別計画の策定に取り組み、災害時要配慮者に対する地域での避難支援体制の整備を進めます。	社会福祉課
地域の自主的な防災訓練の支援	大規模災害の発生時に被害を最小限にとどめるために、全小学校区における住民主体の一斉防災訓練が実施できるよう支援します。	防災・安全推進室

### ③ 課題を抱える人に気づき、声をかけられる関係づくり

地域で見守り見守られる体制ができるよう、身近なところで様々な地域生活課題を抱えた人に気づき、声を掛けられる関係や深刻化させない取り組みを進めます。

#### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
認知症サポーター養成、おでかけあんしん見守り事業	認知症になっても本人や家族が安心して暮らすことができるよう、認知症に関する正しい知識を持ち、地域で本人や家族を手助けしてくれる認知症サポーターを養成します。また、認知症等により行方不明となるおそれのある人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、おでかけあんしん見守り事業を推進します。	高齢介護課
自殺対策事業	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成します。	社会福祉課
あいサポート運動事業	多様な障がい特性を学び、障がいのある人が困っているときにちょっとした手助けをする「あいサポーター」を養成します。	障がい福祉課

### 3. 豊かに暮らせる環境づくり

だれもが安全・安心に暮らすことができるよう生活環境の整備を進めるとともに、「公助」が担うべき健康づくりや福祉サービス、権利擁護支援の充実に努めます。また、市民の自立した生活の基盤となる多様な相談対応、情報発信、就労機会の確保や勤労者福祉の充実に努めます。

#### (1) 「公助」のしくみづくりの強化

##### めざすべき姿

だれもが安全・安心に暮らすことができるよう生活環境の整備を進める上で、市行政でしか担えない役割と責任による「公助」を強化し、被災者や生活困窮者、虐待・DV対応を含めた権利擁護支援など専門的対応と支援を必要とする人たちへの支援体制が適切に機能しています。

##### 施策の内容

#### ① 生活困窮者のセーフティネットの構築

生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を実施し、生活困窮者が制度の狭間に陥らないような支援を行います。

また、生活困窮者の早期把握・早期発見のために、福祉サービス提供事業者や民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携に努めます。

##### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
生活困窮者自立支援事業	第2のセーフティネットとして生活困窮者自立支援法に定められた各種事業を通じ自立の促進を図ります。また、関係機関との連携による就労支援を実施します。	社会福祉課

生活の保護・自立 促進事業	生活保護受給者が、健康で文化的な生活を送れるよう制度の適切な活用により経済的支援を行うとともに、稼働能力を有する者に対し、関係機関と連携を図り、就労による自立と社会参加を促します。	社会福祉課
------------------	--	-------

## ② 権利擁護支援体制の推進

高齢者や子ども、障がい者への虐待やDVを防止するとともに、本人とその家族を支援するために、関係部署や機関などがネットワークを組み、情報共有や支援の検討などを定期的に行います。支援を必要としている人が、福祉サービスを安心して利用でき、自分らしく安心して地域で暮らし続けられるよう利用者の意思決定支援を前提とした権利擁護支援を行う体制を整備します。

### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
地域包括支援センターによる相談	地域に住む高齢者等の様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローすることを目的とした総合相談を実施します。	高齢介護課
家庭児童相談室による相談	子どもに関する総合相談窓口として専門員を配置し、また家庭に必要な支援を見極め、適切な子育て相談・情報を提供し、必要に応じて関係する機関につなぎます。	子育て支援課
障がい者虐待一時保護委託事業	障がい者虐待により保護の必要がある場合に契約事業所内で一時的に生活できるようにします。	障がい福祉課
女性相談・男性相談	女性が様々な問題や悩みを安心して相談できる体制を整備します。また、DV被害者等へのワンストップ支援体制の充実を図るため、DV相談機能の強化を検討します。 また、男性支援の一つとして男性電話相談を実施します。	男女共同参画センター
成年後見制度利用促進体制整備事業	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人も自分らしく安心して地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度や社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用がしやすい体制を整備します。	社会福祉課 高齢介護課 障がい福祉課

### ③ 災害時の支援体制の充実

災害時とともにたすけあう制度（災害時要配慮者支援制度）の周知と浸透を図るため、当事者への制度理解を進めるとともに、自治会・自主防災会、民生委員・児童委員などとのさらなる連携強化に努めます。

また、発災時の支援体制の充実に向け、防災用の備蓄物資などの整備や避難所での生活が、様々な人に配慮されたものとなるよう十分な検討を進めます。

#### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
災害時要配慮者支援体制づくり【再掲】	災害時に一人で避難することが困難な人（災害時要配慮者）の把握と避難支援に向けた個別計画の策定に取り組み、災害時要配慮者に対する地域での避難支援体制の整備を進めます。	社会福祉課
防災情報の伝達手段の整備	災害時に気象情報や防災情報、避難情報等を迅速に市民へ伝達します。また、迅速な情報伝達を行うため、災害情報伝達手段の充実・強化を図ります。	防災・安全推進室
避難所機能及び防災備蓄物資等の充実	「長岡京市備蓄物資整備計画」に基づき、備蓄用食料、衛生用品、要配慮者用の資機材等の整備を行います。	防災・安全推進室
障がい者への災害時の避難情報などの発信	聴覚、視覚等の障がいのある人に対して、災害時に緊急性の高い避難情報等を音声電話やファクスで発信し、避難行動等を支援します。	障がい福祉課

## ◆長岡京市成年後見制度利用促進基本計画◆

国は、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行しました。その中で、市町村において成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を策定し、成年後見制度の利用を促進する体制として地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置等に努めることが示されています。

本市では、成年後見制度を地域で自分らしく安心して生活するための権利擁護支援の一手段であると捉え、ほかの計画と連動して有機的に実施するため、本計画内に規定します。

### 1. 現状と課題

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人を護る制度で、家庭裁判所に申立することにより、成年後見人等が選任されます。成年後見制度を利用する人の数が、認知症、知的障がい、精神障がいのある人の数よりも圧倒的に少ないことから制度が十分に活用されていないとされています。

十分活用されていない背景には、制度利用のために家庭裁判所への申立が必要であったり、専門職後見人が弁護士や司法書士であったりする等、普段なじみのない法的専門機関や専門職の関わりがあることに抵抗を感じられる方が多い点や選任された成年後見人等が財産管理に偏重した支援を行うことにより「成年後見制度は使いにくい制度だ」という認識が広がった点があります。

本市では、平成 27 年に「長岡京市の権利擁護・成年後見制度のあり方を考える会」が発足し、平成 28 年に市民や関係団体を対象とした長岡京市の権利擁護・成年後見制度に関するアンケートやインタビューによる調査が実施されています。本市における成年後見制度の理解度やニーズ等の調査結果と、権利擁護を推進するための提言をまとめた報告書をいただいています。

市としては、平成 29 年度に庁内の体制を整備し、平成 30 年度から専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）との交流を開始し、令和元年度からは市内関係機関と専門職団体、家庭裁判所が一同に会して実施する合同勉強会を実施しています。また令和 2 年度からは権利擁護支援について関係機関が専門職団体に相談できる体制を整備しています。

### 2. 取組方針

① 必要な人が制度を利用できるよう、周知・啓発を行います。

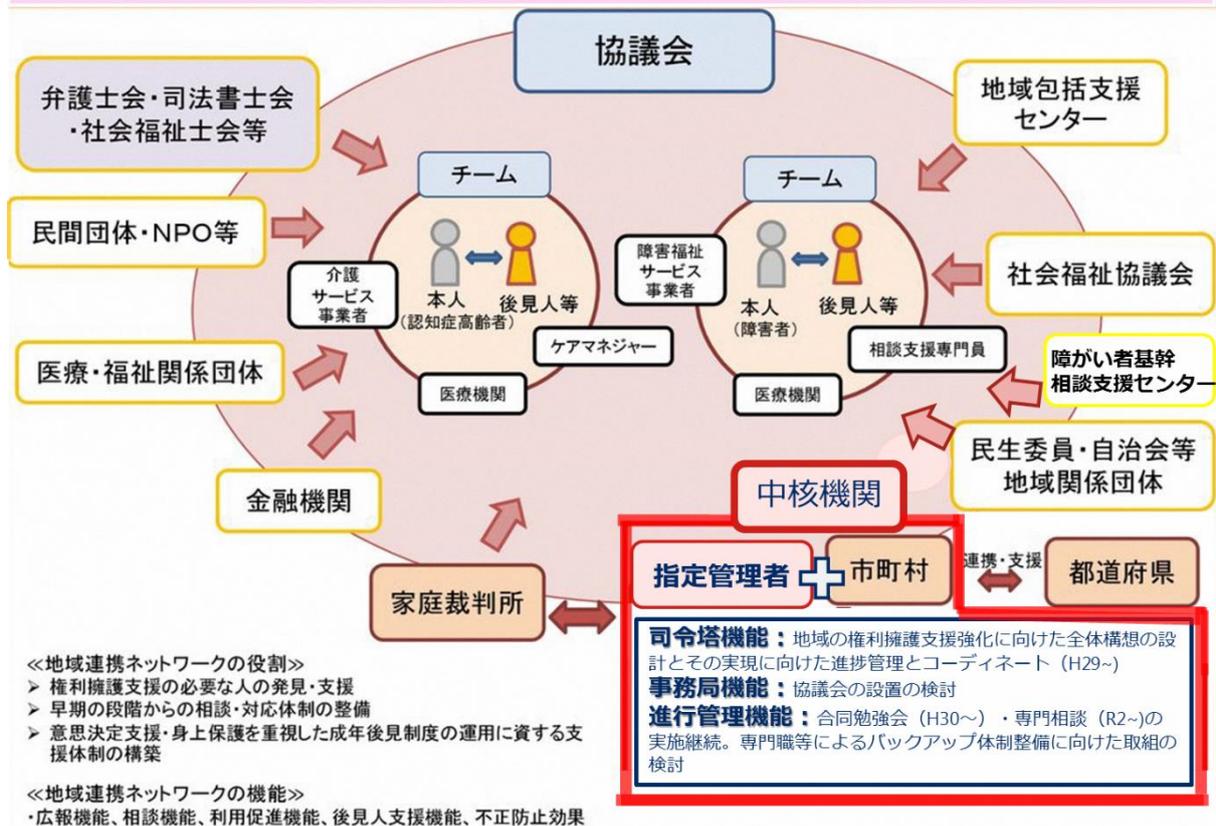
市民の権利擁護意識を高め、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の理解促進を図るため、講演会等を実施し、周知・啓発を図ります。また、成年後見制度を含めた権利擁護支援を行う相談窓口を周知し、早期発見・早期支援を行います。

② 中核機関の設置を行い、地域連携ネットワークを整備します。

社会福祉協議会や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等市内の権利擁護支援に取り組む組織だけでなく、新たに専門職団体や家庭裁判所、金融機関等とも連携し、市民や市内事業所へ働きかけ、福祉だけでなく司法を含めた連携ネットワークづくりを行います。また、成年後見制度の運用が生活上の基本的なニーズの充足だけでなく、本人の意思を十分に尊重するための意思決定支援を前提とした身上保護を重視した運用となるよう成年後見人等との連携を図ります。

ネットワーク構築のためのコーディネートを担う中核機関は、総合生活支援センターの指定管理受託者と市で協議し、共同設置を目指します。

## 権利擁護支援の地域連携ネットワーク（長岡京市版）



（参考：内閣府作成「成年後見制度利用促進基本計画について」）

③ 協議会を設置し、権利擁護に関する地域生活課題の検討の場を確保します。

成年後見制度の利用の促進に関する取組を進める中で明らかとなった権利擁護支援に関する地域生活課題について、関係機関や地域住民とともに検討し、利用促進体制の充実や見直し等を行い、包括的な支援体制を構築していきけるよう協議会を設置します。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度以降
計画		成年後見制度利用促進に関する意見聴取	地域健康福祉推進委員会	計画開始 <b>中</b>
地域連携ネットワーク	協議会	専門職団体と相談支援職員の勉強会	→	<b>核</b> 勉強会（一部協議会へ） 市民の相談窓口は変わらない
	相談機能	既存機関による相談支援	→	
	機能	既存機関による広報・啓発	→	<b>機</b> （一次相談機関） 中核機関＋専門職団体による専門相談（二次相談機関） 支援者のバックアップ体制は新たに設置
	機能	後見人支援・利用促進		
				<b>関</b> 専門職団体による相談 →
				<b>設</b> 検討開始
				<b>置</b>

地域連携の注釈：  
 地域連携の庁内外の合意形成を図る  
 地域全体の知識と対応の標準化・スキルアップ  
 相談機関へのバックアップ

## (2) 相談機能、情報収集・提供機能の充実

### めざすべき姿

だれもが相談しやすく、必要とする情報が手に入る環境があり、支援を必要とする人に適切なサービスが結びつくしくみが整っています。

### 施策の内容

#### ① 相談支援機能の強化

相談に対応する各機関の役割や機能について一層の周知を図り、いざというときにどこに相談すればよいか分かるなど、安心して相談できる環境を整えます。

各福祉分野の専門相談については、必要に応じて様々な形態で実施し具体的な解決につなげるとともに、制度の狭間にある課題や支援につながりにくい潜在的なニーズの把握に努めます。

また、福祉なんでも相談室や総合生活支援センターなどの総合相談窓口において、福祉全般に関する相談や、暮らしに関する情報提供などを行います。各福祉分野の相談機関との連携を図りながら、改正社会福祉法にある「断らない相談支援体制」づくりに向けた検討を行います。

#### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
福祉なんでも相談事業	福祉や生活上の問題を気軽に相談できる福祉なんでも相談室の機能充実を図り、問題の整理と必要な支援、制度利用のための総合調整・案内を円滑・適切に実施し、市民の総合的な相談に対応します。	社会福祉課
家庭児童相談室による相談【再掲】	子どもに関する総合相談窓口として専門員を配置し、また家庭に必要な支援を見極め、適切な子育て相談・情報を提供し、必要に応じて関係する機関につながります。	子育て支援課
障がい者地域相談支援	障がいのある人やその家族等が気軽に相談でき、多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。	障がい福祉課

教育相談（「育ち」と「学び」の支援体制整備）	不登校やいじめ、心身の発達、学習や学校生活などの教育や子育てに関する課題や相談に専門の相談員等が安心と信頼を醸成しながら丁寧に対応できる体制を充実します。	教育支援センター
総合生活支援センターによる総合相談事業	分野を超え、制度の狭間で対応が困難なケースについて相談支援と居場所づくりを一体的に行います。	社会福祉課
地域包括支援センターによる相談【再掲】	地域に住む高齢者等の様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローすることを目的とした総合相談を実施します。	高齢介護課

## ② だれもがわかりやすい情報の提供

支援を必要とする人に必要な情報が行き届き、適切なサービス利用につながるよう、広報紙やホームページ、SNS などにより積極的な情報発信を行うとともに、受け手がわかりやすい情報提供の方法を実施していきます。

### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
広報、ホームページなどによる情報発信	広報紙等の内容が市民に親しみを持ってもらえるように、また伝わるように意識した表現方法で記事を作成します。また、SNS やFMおとくにを活用し、即時性の求められる情報の提供を行います。	広報発信課
障がい者の意思疎通支援	ボランティアの協力を得て、視覚障がいのある希望者に対し、市役所からの郵便物に通知内容や部課名を点字印刷したり会議資料の点訳を行ったりする等、視覚障がいのある人に配慮した情報提供を行います。	障がい福祉課

### (3) 福祉サービス・健康づくり等支援の充実

#### めざすべき姿

住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、市民の交流機会や福祉サービス、生きがい・健康づくりなどが充実し、市民に広く周知されています。

#### 施策の内容

##### ① 子育て支援の充実

地域において安心して子育てができるよう、また、子育てに関する悩みや不安を抱え込まないよう、交流や情報交換できる場の提供など子育て支援の充実を図ります。

##### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
地域子育て支援拠点の充実事業	中学校区ごとに設置された地域子育て支援センターにおいて、子育て相談支援員等を配置し、親子のふれあい、交流、育児相談や親支援プログラム（ベビープログラム）などを通して、身近な場所で子育てを支援し、育児不安の解消や地域での孤立化の防止に努めます。	子育て支援課
長岡京子育てコンシェルジュ事業	妊娠期から子育て期に至るまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対し、保健師等の専門職員が総合的な相談支援を行い、切れ目のない支援体制を整備します。妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成し、きめ細やかな支援を実施します。	健康づくり推進課
育児支援家庭訪問事業	新生児訪問や乳幼児健康診査、発達相談などの継続支援として、保健師などが子育て家庭を訪問し、育児相談や関係機関との連携を行い育児不安の軽減に取り組みます。	健康づくり推進課

放課後児童クラブ育成事業	放課後の児童を対象に小学校敷地内で家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保育施設の充実などのサービス内容の充実を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	生涯学習課
児童館子どもの居場所づくり事業	児童館利用者が快適な居場所となるよう、児童館事業の充実を図るとともに利用者のニーズに沿った運営を行います。 また、子育て世代の不安感、孤独感を解消するため、子育てサロンなど子育て世代を支援する事業を継続的に実施し、来館者同士の交流を推進します。	北開田児童館

## ②在宅福祉サービス・健康づくり等の充実

高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりの各分野における個別計画に基づき、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅福祉サービスや健康づくりなどの充実を図ります。

### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
高齢者在宅生活支援事業	在宅の要介護者を含む高齢者の生活を支えるため、配食サービスや介護用品給付、緊急通報装置、日常生活用具給付などの事業を実施します。	高齢介護課
地域リハビリテーション事業	医師等による整形相談会や、作業療法士・理学療法士によるリハビリテーション相談の実施により、二次障がいの予防と地域リハビリテーションの概念の普及啓発を図り、地域で自分らしく暮らすことができる環境を作ります。 また、地域で実施する介護予防教室や地域包括支援センターが行う地域ケア会議においてリハビリテーション専門職の参画を促進します。	健康づくり推進課 高齢介護課
健康づくり教育事業	「自分の健康は自分で守る」という意識と行動の浸透のため、生活習慣病や要介護状態の予防等の知識の普及を図り、健康意識を高めます。市民全体の健康意識向上のため、健康無関心層にも届くよう、生活の中で意識することなく健康情報に触れられる環境づくりをすすめていきます。 高齢者においては介護予防の啓発のため、身近な地域において介護予防に取り組める講座を開催します。	健康づくり推進課 高齢介護課

### ③ 生涯学習・生涯スポーツの振興

地域において、だれもが参加しやすい生涯学習事業や生涯スポーツ事業を実施することで、市民の交流機会、生きがいや健康づくり、子どもの健全育成などを図ります。

#### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
文化活動推進・支援事業	生涯学習や文化芸術への関心の増進と交流を図るため、文化団体の文化・芸術活動を推進し、活動支援を行います。	文化・スポーツ振興課
スポーツ交流推進事業	市民が地域で運動やスポーツに親しむ全市的なイベントを開催します。また、小中学校の体育施設を開放し、運動やスポーツのできる環境の確保に努めます。	文化・スポーツ振興課
生涯学習相談員による生涯学習活動への相談・支援	中央生涯学習センター内に生涯学習団体交流室を置き、常駐する生涯学習相談員が、生涯学習活動への相談や支援に応じます。	生涯学習課

### ④ 福祉施設の整備の推進

市民の福祉ニーズに対応できるよう、民間事業者などの多様な事業者の参入促進や連携を図りながら、福祉施設の整備・充実を図ります。また、福祉施設が持つ機能を効果的に地域に開放し、市民と密着した施設の運営を目指します。

#### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
共生型福祉施設整備事業	長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画に基づき、地域共生社会の実現に向け、高齢者・障がい者・子どもを含むあらゆる世代の人が交流できる共生型福祉施設を整備します。	福祉政策室
保育所施設整備事業	民間保育園の開設支援等により利用定員の増員を図るなど、保育環境の更なる充実を推進します。	福祉政策室
地域福祉センター管理運営事業	地域福祉活動の拠点として、市民の健康維持や生きがいづくり、交流活動を推進するため地域福祉センターきりしま苑を運営します。	社会福祉課

## (4) 就労に対する支援の充実

### めざすべき姿

地域の中で社会的かつ経済的に自立した生活を送る基盤となる就労の機会がより多くの人に開かれ、個々のニーズや適性に応じた就労支援が福祉・教育・雇用の各分野の連携のもとに充実しています。

### 施策の内容

#### ① 働く場の充実

高齢者や障がい者の主体的な活動を支援し、生きがいや場の充実に努めます。

さらに、地域活性化や雇用の創出につながることを期待される地域サービスの取組に対する支援を行います。

#### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
就労移行・定着支援推進及び支援体制強化事業	就労移行支援事業や就労定着支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がいのある人が安心して働き続けられる環境整備を進めます。また、関係機関と連携して、サポート体制を構築し、個々の状況に応じた支援に努めます。	障がい福祉課
高齢者健康・生きがいづくり推進事業	活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に事業を推進している長岡京市シルバー人材センターを支援することにより、地域の高齢者に働くことを通じて喜びや生きがいの充実と社会参加の推進を図ります。	高齢介護課

## ② 若者等の雇用不安への対応

増加する若年無業者やひきこもり、就労経験の少ない人、就職氷河期世代を中心とした非正規雇用者・失業者などへの雇用不安へ対応します。長岡京市就労支援ネットワーク会議の構成機関をはじめとする関係機関と情報交換を行い、セミナーや個別相談会等の情報提供の充実を図ります。

### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
就労支援事業	福祉なんでも相談室で就労に関する相談に応じます。また、京都ジョブパークや公共職業安定所（ハローワーク）、京都職業能力開発促進センター（ポリテクセンター京都）と就労支援ネットワーク会議を構成し、関係機関と連携しながら支援を行います。 特定地方公共団体無料職業紹介事業所の認可により、効果的な就労支援を実施します。	社会福祉課

## ③ 経済的な自立に向けた支援

経済的な支援を必要とする人の安定した収入の確保を支援するため、就業に必要な知識および技能習得の機会の充実と各種手当や助成などの普及に努めます。また、生活支援と雇用支援を一体的に行い、経済的自立に向けた継続的・包括的な支援を行います。

### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
生活困窮者自立支援事業【再掲】	自立相談支援機関で対象者と個別支援プランを作成し、個々の状況に応じた支援を実施することで就労意欲の向上と経済的自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業	ひとり親の就業を支援し、経済的な自立を促進するため、職業能力開発のための講座の受講者や資格取得が見込まれる人に対し、助成金や給付金を支給します。	子育て支援課

#### ④ 勤労者福祉の充実

勤労者の生活の安定を図り、勤労意欲を増進し、勤労者が安心して働くことができる環境づくりを目指すため、勤労者団体などに対して運営を支援します。

##### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
勤労者団体等支援事業	乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）や内職友の会などの勤労者団体を支援することで、勤労者のための総合的な福祉事業実施を支援するとともに、企業の振興、地域社会の活性化を図ります。	社会福祉課

## (5) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進

### めざすべき姿

だれもが交通・生活・住環境において安全・安心に暮らすことができる環境が整っています。

### 施策の内容

#### ① 交通環境における福祉のまちづくりの推進

市民の安全・安心な歩行空間の確保を目指し、歩道の整備やバリアフリー化、だれもが出かけやすい交通環境の整備等を進めます。

#### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
阪急長岡天神駅 周辺整備事業、長 岡京駅前線整備 事業	長岡天神駅周辺で歩きやすいまちづくりを進めるために、市街地整備に向けた計画を策定します。 長岡京駅前線で安全・安心な歩行空間の確保を目指し、道路拡幅による歩道整備・バリアフリー化を進めます。	まちづくり政策室
道路リフレッシュ、交通安全施設 整備事業	歩行者等の安全・快適な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅、段差や急勾配の解消、側溝整備、交通安全施設の整備等を計画的に行います。	道路・河川課

## ② 生活環境および住環境における福祉のまちづくりの推進

誰もが使いやすく市民の交流・日常の憩いの場としての公共施設等の整備・改修など、安全で快適な生活環境および住環境の確保に努めます。また、市民の安全・快適な暮らしの実現を目指し、公共施設や民間施設の整備改良の働きかけを行います。

### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
新庁舎等建設及び周辺整備事業	ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、新しい庁舎の建築計画を進めます。	公共資産活用推進室
市営住宅の計画修繕事業	市営住宅の計画修繕にあたり、高齢者の住居に対応できるようバリアフリー化を実施します。	住宅営繕課

## ③ コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進

だれもが自らの意思を伝えることができるよう、筆談、要約筆記、手話、平易な言葉など、多様な意思疎通の手段の普及を図ります。

また、合理的配慮が行えるような行政サービスを提供できる環境を整えます。

### 《主な事業》

事業名	事業概要	担当課
障がい者の意思疎通支援事業	聴覚障がいのある人等の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等を派遣するほか、関係機関と連携し、公共性の高い施設等においてユニバーサルデザインに配慮した機器（情報保障機器）の整備及び更新に努めます。	障がい福祉課
人事管理事業	市役所の窓口等に手話のできる職員を配置します。また、職員が障害者差別解消法と職員対応要領に基づく適切な対応を図るよう周知・徹底します。	職員課

## 第7章 施策の取り組み目標

ここでは、前章で取り上げた各施策について、本計画期間（中期5年、後期5年）における取り組み目標を、検討、実施、充実、推進の4項目で整理しました。

(注1)期間について

中期：令和3～7年度

後期：令和8～12年度

(注2)取り組みの表現について

検討：概ね当期間内に、施策(又は事業)の実施について検討する。

実施：概ね当期間内に、施策(又は事業)を実施する。

充実：概ね当期間内に、施策(又は事業)の充実を図る。

推進：概ね当期間では、施策(又は事業)を継続実施する。

1. 地域を支える担い手づくり		
(1) 地域福祉の風土の形成	中期5年	後期5年
① 地域を知る機会の充実	推進	→
② 福祉教育等の充実	推進	→
(2) ボランティア活動等の推進	中期5年	後期5年
① ボランティア活動等のコーディネート機能の強化	推進	→
② ボランティア講座等の充実	推進	→
③ 健康福祉に関するグループ活動の活性化	充実	→

2. 支えあい・助けあいの地域づくり		
(1) 「自助」、「互助・共助」のシステムづくりの推進	中期5年	後期5年
① つながりの再構築を育むしくみづくり	充実	→
② 災害に備えた地域体制づくり	推進	→
③ 課題を抱える人に気づき、声をかけられる関係づくり	推進	→

3. 豊かに暮らせる環境づくり		
(1) 「公助」のしくみづくりの強化	中期5年	後期5年
① 生活困窮者のセーフティネットの構築	推進	→
② 権利擁護支援体制の推進	検討	→実施
③ 災害時の支援体制の充実	推進	→
(2) 相談機能、情報収集・提供機能の充実	中期5年	後期5年
① 相談支援機能の強化	充実	→推進
② だれもがわかりやすい情報の提供	推進	→

(3) 福祉サービス・健康づくり等支援の充実	中期5年	後期5年
① 子育て支援の充実	充実	→
② 在宅福祉サービス・健康づくり等の充実	充実	→
③ 生涯学習・生涯スポーツの振興	推進	→
④ 福祉施設の整備の推進	充実	→
(4) 就労に対する支援の充実	中期5年	後期5年
① 働く場の充実	推進	→
② 若者等の雇用不安への対応	充実	→
③ 経済的な自立に向けた支援	推進	→
④ 勤労者福祉の充実	推進	→
(5) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進	中期5年	後期5年
① 交通環境における福祉のまちづくりの推進	推進	→
② 生活環境および住環境における福祉のまちづくりの推進	推進	→
③ コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進	充実	→

## 資料編

### 1. 住民の対話ワークショップ（住民懇談会）結果

#### （1）概要

目的：長岡京市第2次地域健康福祉（中期）計画及び長岡京市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画の策定にあたり、地域での活動をされている方々にお集まりいただき、地域福祉をめぐる課題について学び合い、共に考え、出された意見を各計画に反映させるために実施しました。

対象地域：中学校区ごとに本市全域で開催（4中学校区あるため、4回開催）

参加者等：地域コミュニティ協議会、自治会長、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉法人等

開催時期：令和2年9月～10月

実施主体：長岡京市（社会福祉課）と長岡京市社会福祉協議会

テーマ：校区の将来像、めざしたい姿

方法：少人数のグループに分かれてのワークショップ

#### ■開催日時等一覧

中学校区	日時	参加人数
長岡中学校区	令和2年10月10日（土）10時～＜90分＞	31人
長岡第二中学校区	令和2年10月17日（土）10時～＜90分＞	30人
長岡第三中学校区	令和2年9月26日（土）14時～＜100分＞	27人
長岡第四中学校区	令和2年9月12日（土）10時～＜90分＞	13人



(2) 結果

■中学校区の地域福祉をめぐる課題

項目	長岡中学校区		長岡第二中学校区
	大	中	
個別の地域福祉課題	①高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化</li> <li>・閉じこもり、孤立化の防止</li> <li>・居場所づくり</li> <li>・友達づくり</li> <li>・健康づくり</li> <li>・活躍できる場</li> <li>・子どもとのつながり</li> <li>・地域での見守り、課題の把握</li> <li>・フレイル予防</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の災害への備え</li> <li>・閉じこもり予防</li> <li>・近所に住む高齢者同士の親睦</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防</li> <li>・独居高齢者</li> <li>・認知症への理解</li> <li>・見守り、声かけ</li> <li>・コロナ禍による外出減少、筋力低下</li> <li>・サポート体制の充実、介護スキルの習得</li> <li>・活躍できる機会</li> <li>・超高齢化社会</li> <li>・施設入所者の地域とのつながり</li> <li>・健康寿命の延伸</li> <li>・フレイル予防</li> <li>・デイサービス利用指導</li> </ul>
	②障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での見守り、課題の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して暮らせる地域づくり</li> <li>・車椅子の保存庫の設置</li> <li>・見守り</li> <li>・地域の支え</li> <li>・車椅子で通りにくい道路</li> </ul>
	③子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA 活動の活性化</li> <li>・地域での見守り、課題の把握</li> <li>・親同士のコミュニティづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の清掃</li> <li>・見守り</li> <li>・生活保護受給世帯への支援</li> <li>・子どもの貧困</li> <li>・子ども食堂</li> <li>・福祉の大切さ、地域社会との関わり方についての教育</li> <li>・子どもが参加できるイベント</li> <li>・PTA と地域のつながり</li> </ul>

		長岡中学校区	長岡第二中学校区
	④インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広い公園の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動する場所の設置</li> <li>・ 小学校体育館の活用</li> <li>・ 自治会館や各種施設の利用方法の検討</li> <li>・ 道路の段差、通りにくさ</li> </ul>
	⑤災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練</li> <li>・ 空き家の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時の声掛け</li> <li>・ 安否札の活用</li> <li>・ 高齢者への啓発</li> <li>・ 防災訓練</li> </ul>
地域福祉の風土	⑥つながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顔の見える関係づくり</li> <li>・ 深入りし過ぎない、心地よい関係づくり</li> <li>・ 居場所づくり</li> <li>・ 多世代交流</li> <li>・ 小さなコミュニティ</li> <li>・ 自助・共助</li> <li>・ 世代間の分断</li> <li>・ つながりの希薄化</li> <li>・ 商店や企業との連携</li> <li>・ 挨拶</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世代を問わない顔の見える関係づくり</li> <li>・ 多世代交流</li> <li>・ 挨拶</li> <li>・ 仲間づくり</li> <li>・ 近所とのつながり、連携</li> <li>・ コロナ禍での孤立の防止</li> <li>・ きずな、見守り</li> <li>・ 自助、共助</li> <li>・ 地域住民の関係の希薄化</li> <li>・ 地域の社会資源を活用した交流</li> <li>・ 小さなコミュニティ</li> <li>・ きっかけづくり</li> </ul>
	⑦集まる場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ禍でも集える仕組みづくり</li> <li>・ 三密対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三密対策</li> <li>・ 高齢者も参加できる運動会</li> <li>・ 子どもから高齢者まで参加できる行事</li> </ul>
	⑧担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動の担い手の高齢化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代の育成</li> </ul>
	⑨取り込み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災等、関心の高いイベント</li> </ul>

		長岡中学校区	長岡第二中学校区
地域組織の枠組み	⑩自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動参加者の減少</li> <li>・加入率低下</li> <li>・転入者の加入率の低さ</li> <li>・自発的な活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な参加</li> <li>・魅力の発信</li> <li>・役員に就く人の固定化による負担の増加</li> <li>・高齢で役員に就けないことによる退会</li> <li>・未加入者への支援不足</li> </ul>
	⑪コミュニティ組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動についての情報共有</li> <li>・新しい参加者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体同士の横のつながり</li> <li>・特定の人だけの参加</li> </ul>
	⑫地域差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅や賃貸マンションの入居者の入れ替わり</li> </ul>	
	⑬個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護の観点による情報共有の難しさ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーの問題による声掛けの減少</li> </ul>
他	⑭その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の増加による防犯面の心配</li> <li>・空き家の活用</li> <li>・オンラインの活用</li> <li>・情報発信の多様化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯訓練</li> <li>・安心・安全</li> <li>・コロナ禍による失業者の増加</li> <li>・外国人住民とのコミュニケーション</li> <li>・住みやすい地域であることのPR</li> <li>・文化に触れられる機会</li> <li>・オンラインの活用</li> <li>・自助、共助、公助等の防災への意識</li> </ul>

項目		長岡第三中学校区	長岡第四中学校区
大	中		
個別の地域福祉課題	①高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談できる環境づくり</li> <li>・認知症サポーター養成講座</li> <li>・一人暮らし高齢者への行事参加呼びかけ</li> <li>・参加者の固定化</li> <li>・市社会福祉協議会や地域包括支援センターの連携</li> <li>・見守りの強化</li> <li>・コロナ禍での見守り活動</li> <li>・福祉用具についての研修</li> <li>・買い物やごみ出しが困難な人への対応</li> <li>・安心して暮らせる街づくり</li> <li>・「孤独」と「個独」の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進行</li> <li>・子どもとの交流</li> <li>・避難所に行くことの困難さ</li> <li>・コロナ禍による外出の減少による認知症の進行</li> <li>・コロナ禍での高齢者の近況把握</li> <li>・認知症の増加</li> <li>・徘徊を家族ではなく、地域の問題として捉える</li> <li>・見守り</li> </ul>
	②障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りの強化</li> <li>・福祉用具についての研修</li> <li>・地域に居る障がい者の把握</li> <li>・安心して暮らせる街づくり</li> <li>・重度障がい者の防災訓練への参加</li> <li>・災害時の避難計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの有無を越えた仲間づくり</li> <li>・見守り</li> </ul>
	③子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りの強化</li> <li>・小中学生が地域の担い手として活躍できる地域づくり</li> <li>・子育てサロン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親同士がつながれるきっかけ</li> <li>・子どもの増加</li> <li>・見守り</li> <li>・高齢者との交流</li> <li>・小学生や親世代と地域のつながり強化</li> <li>・学校と地域の連携</li> </ul>
	④インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所のバリアフリー化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市化の進行</li> </ul>

		長岡第三中学校区	長岡第四中学校区
	⑤災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時への備え</li> <li>・生存確認しやすい仕組みづくり</li> <li>・避難所のバリアフリー化</li> <li>・避難所の分散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池の氾濫への対策</li> <li>・助け合える班づくり</li> <li>・高齢者の避難</li> <li>・災害時要配慮者の把握</li> <li>・災害時に活かせる関係づくり</li> </ul>
地域福祉の風土	⑥つながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所等、身近なつながりづくり</li> <li>・自治会の枠を越えたつながり</li> <li>・SOS が出せるつながりづくり</li> <li>・負担の分散</li> <li>・小さなコミュニティ</li> <li>・多世代交流</li> <li>・普段からの声掛け</li> <li>・大人同士のコミュニケーション</li> <li>・気軽に話しかけられる関係づくり</li> <li>・つながりの希薄化</li> <li>・子どもから高齢者までの関係づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔の見える関係づくり</li> <li>・転入者への情報共有</li> <li>・高齢者世代と若い世代の仲間づくりに対する意識の差</li> <li>・つながる機会づくり</li> <li>・居場所づくり</li> <li>・多世代交流</li> <li>・挨拶、声掛け運動</li> <li>・顔見知りを増やす</li> <li>・コロナ禍でのつながりづくり</li> <li>・小さなコミュニティ</li> </ul>
	⑦集まる場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サークル活動</li> <li>・子どもも高齢者も集える場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会館を中心とした居場所づくり</li> <li>・気軽に集まれる場所</li> </ul>
	⑧担い手		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への理解、手助け</li> <li>・地域福祉活動の後継者（世話役）不足</li> </ul>
	⑨取り込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動参加者の増加</li> <li>・新たな人が参加しやすい集まり</li> </ul>	

		長岡第三中学校区	長岡第四中学校区
地域組織の枠組み	⑩自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模が大きくなったことによる役員や参加者の固定化</li> <li>・自治会があって良かったと思えるつながりづくり</li> <li>・加入のメリットのPR</li> <li>・民生委員・児童委員との連携強化</li> <li>・自治会未組織地域・未加入世帯への行事への参加呼びかけ</li> <li>・自治会加入者と未加入者の関わり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模が大きくなり過ぎたことによるまとまりにくさ</li> <li>・加入者増によるパンクへの懸念</li> <li>・未加入者への対応</li> <li>・老人会加入の声掛け</li> <li>・自治会を中心としたコミュニティづくり</li> <li>・役員のなり手不足</li> <li>・自治会に入っていない世帯の把握</li> <li>・未組織地域の助け合い</li> <li>・未組織、無関心へのアプローチ</li> </ul>
	⑪コミュニティ組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな人が参加しやすい集まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代が参加できる仕組みづくり</li> </ul>
	⑫地域差		<ul style="list-style-type: none"> <li>・古くから住んでいる人と転入者との融和</li> </ul>
	⑬個人情報		
他	⑭その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に相談できる場所</li> <li>・アートや音楽と触れ合える活動</li> <li>・地域での情報共有</li> <li>・防犯パトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心、元気</li> <li>・都市化に伴う防犯</li> <li>・自然を守る活動</li> </ul>

## 2. 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 長岡京市地域健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、長岡京市における健康福祉を総合的に推進するため、健康福祉に関する課題及び課題解決の方向性や取組等について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康福祉分野に係る行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般に係る取組に関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための取組に関すること。
- (5) その他市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

### (構成等)

第3条 推進委員会は、次に掲げる委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
  - (3) 第7条第4項に定める部会の部会長
  - (4) 第7条第1項に定める部会員であり、各部会から推薦された者
  - (5) 第7条第1項第5号に定める部会員であり、各部会から推薦された者
- 2 委員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進委員会に会長を置くことができ、委員の互選により決定する。
- 5 前項の会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進委員会の会議は、健康福祉部社会福祉課長が招集し、進行する。ただし、会長を置いたときは、会長が会議を進行する。

2 推進委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (各部会の目的)

第5条 推進委員会は次に掲げる部会で構成し、各部会は、次条に規定する所掌事項について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

- (1) 健康づくり部会
- (2) 児童福祉部会（長岡京市児童対策審議会条例（昭和54年長岡京市第21号）に基づき設置する長岡京市児童対策審議会を兼ねる）

(3) 障がい福祉部会

(4) 高齢福祉部会

(各部会の所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は、次のとおりとする。

#### 健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関する事。
- (2) 健康増進計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための取組に関する事。
- (4) その他地域の健康づくり推進に必要な事項に関する事。

#### 児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための取組に関する事。
- (4) その他児童福祉施策に必要な事項に関する事。

#### 障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関する事。
- (2) 障がい者（児）福祉基本計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 障がい者福祉の推進を図るための取組に関する事。
- (4) その他障がい者福祉施策に必要な事項に関する事。

#### 高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関する事。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関する事。
- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための取組に関する事。
- (4) その他高齢者対策に必要な事項に関する事。

(各部会の構成等)

第7条 各部会は、前条に規定する所掌事項に応じて、次に掲げる部会員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉サービスの利用者
- (3) 保健福祉サービスの提供者
- (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (5) 市民公募による者
- (6) その他市長が必要と認めた者

2 部会員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 部会員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 各部会に部会長を置くことができ、当該部会に属する部会員の互選により決定する。

5 前項の部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者が、

その職務を代理する。

(各部会の会議)

第8条 各部会の会議は、次に掲げる課の長がそれぞれ招集し、進行する。ただし、部会長を置いたときは、部会長が会議を進行する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康づくり推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部子育て支援課
- (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

2 各部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し処理する。ただし、各部会に係るものについては、次に掲げる課においてそれぞれ処理する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康づくり推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部子育て支援課
- (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 第5条、第6条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者(児)福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。

3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 3. 長岡京市地域健康福祉推進委員会の実施状況

年月日	委員会等	協議内容等
令和2年7月21日	令和2年度第1回長岡京市地域健康福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>長岡京市第2次地域健康福祉計画の進行状況について</li><li>長岡京市第2次地域健康福祉計画（中期）計画（骨子案）について</li></ul>
令和2年10月29日	令和2年度第2回長岡京市地域健康福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>長岡京市第2次地域健康福祉計画（中期）計画（素案）について</li></ul>
令和3年1月28日	令和2年度第3回長岡京市地域健康福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>長岡京市第2次地域健康福祉（中期）計画（最終案）について</li></ul>

#### 4. 長岡京市地域健康福祉推進委員会委員名簿

平成31年4月1日から令和4年3月31日

(敬称略)

氏名	選出区分	区分	所属団体等
◎ 安藤 和彦	部会長	児童福祉部会	京都西山短期大学
○ 南本 宜子	部会長	高齢福祉部会	居宅介護支援事業所
武田 康晴	部会長	障がい福祉部会	華頂短期大学
松田 亮三	部会長	健康づくり部会	立命館大学
藤井 一郎 (鳥山 晶広)	部会推薦	児童福祉部会	小中学校長会
細平 陽子	部会推薦	高齢福祉部会	東地域包括支援センター
石田 早苗	部会推薦	障がい福祉部会	相談支援事業所・地域活動支援センター
水島 啓子	部会推薦	健康づくり部会	市スポーツ協会
齊ノ内 良平 (平井 幹二)	関係団体		乙訓医師会
清水 章 (井上 裕之)	部会推薦	児童福祉部会	乙訓保健所
山本 弥生	関係団体		市社会福祉協議会
荻野 孝治郎	関係団体		自治会長会
小西 邦生	部会推薦	高齢福祉部会	公募委員
片山 達	部会推薦	健康づくり部会	公募委員

※「◎」印は委員長、「○」印は副委員長

※カッコ（ ）は前任の委員

# 長岡京市第2次地域健康福祉（中期）計画

令和3年 3月発行

長岡京市 健康福祉部 社会福祉課

〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号

TEL (075) 955-9516 FAX (075) 951-7739